

⑤ 家族と税

外面 ④ 給与所得者と税



令和2年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

パート収入の税はどうなるの？



パート収入に関する税金

パート収入が103万円以下でほかに所得がなければ、その方に所得税及び復興特別所得税はかかりません。また、その方の配偶者は配偶者控除を受けることができます。

パート収入に対する税

- パート収入は、通常、給与所得となります。
- 課税される所得は、パート収入から給与所得控除(最低55万円)と基礎控除(48万円)などの所得控除を差し引いた残額となりますので、パート収入が103万円以下でほかに所得がない場合は、所得税及び復興特別所得税はかかりません。
- 住民税については、住民税(所得割)の非課税限度額が35万円ですので、パート収入が100万円以下でほかに所得がない場合は、住民税(所得割)はかかりません。

注:パート収入が100万円以下であっても、お住まいの市区町村によっては住民税(均等割)がかかる場合があります。
詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

配偶者にパート収入がある場合

夫婦の一方Aが正社員で、もう一方Bがパートで働いている場合、夫婦が生計を一にしているなどの要件に当てはまれば、Aは配偶者控除又は配偶者特別控除のどちらかを受けることができます。

- Bのパート収入が103万円以下 → 配偶者控除
- Bのパート収入が103万円超～201.6万円未満 → 配偶者特別控除

注1:適用される控除及び控除額は、Aの合計所得金額やBのパート収入に応じて下表のとおりとなります。

注2:配偶者控除及び配偶者特別控除は、Aの合計所得金額が1,000万円を超える年は受けることができません。

◇配偶者(特別)控除額

		Aの合計所得金額 (給与所得のみの場合の給与等の収入金額)				
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)		
Bのパート収入	配偶者控除額	103万円以下	38万円	26万円	13万円	
	配偶者特別控除額	103万円超	150万円以下	38万円	26万円	13万円
		150万円超	155万円以下	36万円	24万円	12万円
		155万円超	160万円以下	31万円	21万円	11万円
		160万円超	166.8万円未満	26万円	18万円	9万円
		166.8万円以上	175.2万円未満	21万円	14万円	7万円
		175.2万円以上	183.2万円未満	16万円	11万円	6万円
		183.2万円以上	190.4万円未満	11万円	8万円	4万円
		190.4万円以上	197.2万円未満	6万円	4万円	2万円
		197.2万円以上	201.6万円未満	3万円	2万円	1万円
201.6万円以上			0円	0円	0円	

注:所得金額調整控除(④「給与所得者と税」参照)の適用がある場合は、上記表のかつこ書について、その金額に15万円を加算します。

扶養している親族がいるのですが…



扶養控除

扶養している親族がいる場合、一定の要件に当てはまれば、扶養控除を受けることができます。

あなたに、控除対象扶養親族となる親族がいる場合には一定の金額の所得控除が受けられます。

区分	控除額	
一般の控除対象扶養親族	38万円	
特定扶養親族	63万円	
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

注1:「扶養親族」とは、その年の12月31日の現況において次のいずれにも該当する方をいいます。

- ・配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)又は、市町村長から養護を委託された老人であること
- ・あなたと生計を一にしていること
- ・その年の合計所得金額が48万円以下であること
- ・青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でないこと

注2:「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の方をいいます。

注3:「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の方をいいます。

注4:「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の方をいいます。